

ユニット型特別養護老人ホームプレジール箕島 料金表

○ユニット型特別養護老人ホーム プレジール箕島 料金表 (R6年11月～)

利用者負担分：円

	負担限度額割合	介護保険				介護保険外		1日合計	30日合計
		基本料	栄養ケアマネジメント強化加算	サービス提供体制加算Ⅱ	循環マネジメント加算(月1回)	居住費	食費		
要介護1	第1段階	682	11	6	3	880	300	1,879	56,373
	第2段階					880	390	1,969	59,073
	第3段階①					1370	650	2,719	81,573
	第3段階②						1,360	3,429	102,873
	第4段階					1970	2,000	4,669	140,073
要介護2	第1段階	753	11	6	3	880	300	1,950	58,503
	第2段階					880	390	2,040	61,203
	第3段階①					1370	650	2,790	83,703
	第3段階②						1,360	3,500	105,003
	第4段階					1970	2,000	4,740	142,203
要介護3	第1段階	828	11	6	3	880	300	2,025	60,753
	第2段階					880	390	2,115	63,453
	第3段階①					1370	650	2,865	85,953
	第3段階②						1,360	3,575	107,253
	第4段階					1970	2,000	4,815	144,453
要介護4	第1段階	901	11	6	3	880	300	2,098	62,943
	第2段階					880	390	2,188	65,643
	第3段階①					1370	650	2,938	88,143
	第3段階②						1,360	3,648	109,443
	第4段階					1970	2,000	4,888	146,643
要介護5	第1段階	971	11	6	3	880	300	2,168	65,043
	第2段階					880	390	2,258	67,743
	第3段階①					1370	650	3,008	90,243
	第3段階②						1,360	3,718	111,543
	第4段階					1970	2,000	4,958	148,743

* 30日分として計算しています。日数の変動により、合計利用料金も変動します。

《上記の内容とは別の費用について》

- ・ 介護職員等処遇改善加算：合計単位数の13.6%分が加算されます。
- ・ 初期加算：1日 30単位（入所日から30日以内の期間、入院後の再入所も同様です。）
- ・ 外泊加算：1日 246単位
(病院又は診療所へ入院した場合及び居宅における外泊を認めた場合は月6日を限度に加算されます。)
- ・ 療養食加算：1日：18単位（1食：6単位）
(医師の発行する食事箋に基づき提供された食事。糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等特別な食事の場合)
- ・ 看取り加算Ⅰ（死亡日以前31日以上45日以下については1日つき72単位）
- ・ 看取り加算Ⅰ（死亡日以前4日以上30日以下については1日つき144単位）
- ・ 看取り加算Ⅰ（死亡日の前日及び前々日については1日つき680単位）
- ・ 看取り加算Ⅰ（死亡日については1日つき1280単位）
- ・ 協力医療機関連携加算：100単位/月
- ・ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）：5単位/月
- ・ 新興感染症等施設療養費：240単位/日（該当日のみ）
- ・ 安全対策体制加算：20単位（入所時に1回のみ）

* 職員の配置、体制により加算を算定する場合があります。

また、施設の取り組みによっては、ケア加算・介護加算を算定する場合があります。

《その他の費用》

- ・ 家族会費 500円/月 年間6,000円をご負担いただきます。(生活保護の方は除く)
- ・ 日用品セット：100円/日（使用枚数・回数に制限はありません。また入院時は徴収いたしません）
- ・ 電気代 テレビ・冷蔵庫を居室内で利用される場合 50円/日 月1,550円（1点につき）

* 変更のある場合には事前にお知らせします。

○介護保険負担限度額認定

	居住費	食費	昨年度の世帯収入
第1段階	880	300	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯
第2段階	880	390	世帯全員が市民税非課税で年金収入等とその他の合計所得が80万円以下の方
第3段階①	1,370	650	世帯全員が市民税非課税で年金収入等とその他の合計所得が80万円超から120万円以下の方
第3段階②	1,370	1,360	世帯全員が市民税非課税で年金収入等とその他の合計所得が120万円超の方
第4段階	1,970	2,000	上記のいずれにも該当しない方